

お詫びと訂正

弊社刊行の『新・社会福祉士養成講座 12 社会保障（第 6 版）』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2020 年 9 月 1 日更新）

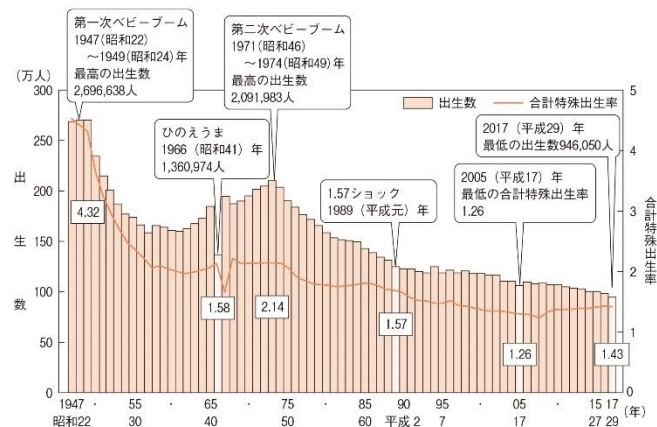
該当頁	該当箇所	誤	正	備考
201 頁	下から 8～ 1 行目	❶ <u>65 歳に達した日以 後に新たに雇用される 者</u> ❷ 1 週間の所定労働時 間が 20 時間未満であ る者 ❸ 同一の事業主の適用 事業に継続して 31 日 以上雇用されることが 見込まれない者 ❹ 季節的に雇用される 者であって、4 月以内 の期間を定めて雇用さ れる者または 1 週間の 所定労働時間が 20 時 間以上 30 時間未満で ある者 ❺ 日雇労働者であっ て、適用区域に居住し 適用事業に雇用される 等の要件に該当しない 者 ❻ 国、都道府県、市町 村等に雇用される者	<削除> ❶ 1 週間の所定労働時 間が 20 時間未満であ る者 ❷ 同一の事業主の適用 事業に継続して 31 日 以上雇用されることが 見込まれない者 ❸ 季節的に雇用される 者であって、4 月以内 の期間を定めて雇用さ れる者または 1 週間の 所定労働時間が 20 時 間以上 30 時間未満で ある者 ❹ 日雇労働者であっ て、適用区域に居住し 適用事業に雇用される 等の要件に該当しない 者 ❺ 国、都道府県、市町 村等に雇用される者	第 2 刷で修 正 (2020/2/1 発行)
202 頁	上から 1 行 目	㉗ 昼間学生	㉖ 昼間学生	

合計特殊出生率の年次推移を示す折れ線グラフに誤りがありました。以下の「正」が正しいグラフとなります。

2020/9/1
更新

誤

図11-1 出生数および合計特殊出生率の年次推移

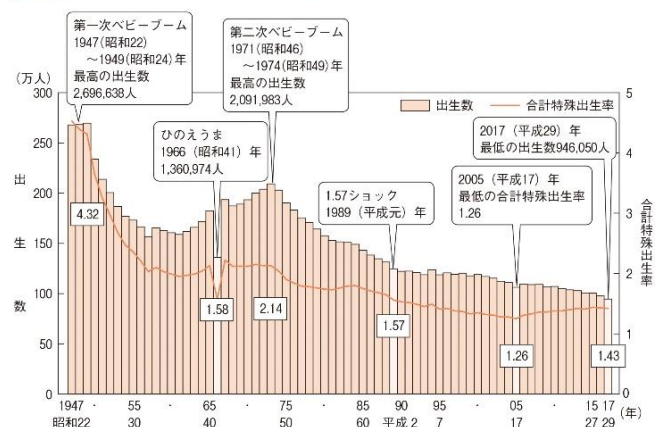


注：1947（昭和22）～1972（昭和47）年は沖縄県を含まない。

出典：厚生労働省「平成29年（2017）人口動態統計月報年計（概数）の概況」2018。を一部改変

正

図11-1 出生数および合計特殊出生率の年次推移



注：1947（昭和22）～1972（昭和47）年は沖縄県を含まない。

出典：厚生労働省「平成29年（2017）人口動態統計月報年計（概数）の概況」2018。を一部改変